

令和4年度 稲沢市地域自立支援協議会 第2回権利擁護推進部会 議事要旨

[日 時] 令和4年9月20日(火) 午後2時～午後3時20分

[場 所] 稲沢市役所 第1分庁舎 2階 第3会議室

[出席者] 権利擁護推進部会委員6人、事務局4人、その他3人

[欠席者] なし

[議 事]

1 協議事項

(1) 障害者虐待の検証について

事務局 令和4年度分の5ケースについて内容を報告する。

委員 A NO.2の事例について身体拘束に至ったということだが、拘束する時は自傷他害の可能性のある場合で、この問題が起きたのは本人がやりたくないことをやらせようとしたと書いてある。やりたくないことを無理にやらせようとするれば本人が怒るのは無理がないことだと思う。やはり本人が同意して、やってください、やりましょうという事なら怒り出すことはなかったのではないかと思う。無理にやらせようとして本人が暴れて拘束になることはどうなのでしょう。NO4, 5もそうだが、今年から福祉事業所は虐待の理解をして事業所の中で防止の活動をしなくてはいけなくなった。その辺の委員会とか、事業所で防止する取り組みがされているのかどうか。

事務局 そのとおりと思う。ただ本人は意思疎通ができないと聞いている。NO4, 5の件は虐待防止委員会や内部外部研修については参加している、あるいはこれからしますという回答を得ている。

部会長 NO2について、本人が意思疎通できないのは障害者ならかなりの頻度である。それは理由にならないと思う。子どもの虐待なんて0歳なら意思疎通できない。それと、匿名性について。ばれる可能性が高いから認定しないという事だと匿名なら何もできないという事になる。子どもの場合は、児童相談センターは当然、法律で決まっているから言えませんよという。対象者にばれるという事は理由にならないと思う。それからNO4の事例は実際にからかわれたというのは本当なのか。これは一宮の人がからかわれて、そこにいた稲沢の人にも虐待があったのではないかということだったのか。

事務局 最初は一宮市が決定している方がからかわれたということで、稲沢市にある事業所だったので一宮市と一緒に行って聞き取りをした。一宮市と協議をして、他の利用者にも聞き取りをした。その中に稲沢市の人もいた。

部会長 一宮市の方は虐待認定されたのか。

事務局 されていない。

部会長 そうするとこの人は、自分の言ったことが嘘としか受け取られなかったと思った

のではないか。それは本人に伝えたのか、本人に、ウソまたは証拠がないから認定しないと伝えたのか。

事務局 結果を報告したかどうかはわからない。

部会長 一宮市の人は一宮市の担当者がやっているのか。稲沢市の事業所は稲沢市が監督するか。

事務局 設置や指定の権限は県にある。先ほどNO2の事例で実地調査が出てきたと思うが、市内の事業者に指導に行くときは、稲沢市の事業所であれば、稲沢市と県の職員が一緒にいく。関りはある。

委員A 話を戻して良いか。NO2の事例は根が深いような気がする。精神障害の方が病院で身体拘束をされて、その後亡くなったという事例がある。エコノミー症候群だった。それで裁判では病院と争って1審は敗訴したが2審で勝訴した。そのやり取りの中では病院が約束を守らなかったという事があった。金曜日に土日は職員が少ないから、暴れるから拘束するという事案。本人は仕方がないと認めたが、月曜日になっても拘束を解いてくれなかった。月曜日になったらやめると言ったじゃないかといったが病院は無視した。それが原因で敗訴となった。やはり当事者と管理者が約束を守るとか信頼関係があればこういう事にならないのではないかと思う。今の話も事業所の職員の質が問題じゃないかと思う。知的障害のお子さんの人権を無視している扱いをしているように見えて仕方がない。子どもでもやはりやりたくないなら、本人が納得してできるようにしていく。無理にやらせると誰でも怒る。管理者の資質の問題だと思う。

部会長 最後のNO6もよく分からない。会社を辞めてくれと言ったのは事実だが暴言はしてないということか。

事務局 そのとおり。やめてくれという事も直接は言っていない。他の会社に、という事を間接的に言われたということ。この会社の方がいうには、本人も会社に無断で遅刻したり、勤務態度に問題があったりしたということだった。何度も注意していたが改善が見られなかったということがあった。

部会長 先ほどの話についてこういう結果は本人にどう伝えているか。NO6の人は議員を通じて言ってきた。あなたのいうことは虐待じゃないと伝えているのか。虐待だったときは、そうだというが、やっていないという事をどう説明しているか。

事務局 こちらへの通報が多いのは計画の相談員。通報してきた相談員に伝えて相談員から必要に応じて本人に伝えてもらっている。

部会長 それはそういうものなのか。マニュアルにどう書いてあるか。

事務局 マニュアルの記載について確認する。

(2) 作業部会の進捗について

事務局 性教育・余暇活動に関する作業部会（6月9日）について報告をする。

余暇のアンケート結果を、相談支援事業所連絡会（7月15日）にて周知したことを報告する。

性教育に関する研修会を10月12日（水）に実施予定であることを報告する。

委員 A 稲沢市障害者福祉団体連合会で事業をやるが、規模も縮小しないとイケないかもしれない。ボランティアがなかなか集まらない。学校の方もコロナの感染のリスクを考えてしまうのでストップがかかる可能性がある。ボランティアがいないと事業がやれない。形を変えてやるという事もあるが、会長からボーリング大会はどうかという話があった。貸し切りでやると密になるという問題もある。どうやったらいいかと理事会で激論があった。次年度以降、検討していく。

チャレンジドフェスタの件を案内してよろしいか。チャレンジドフェスタを同連合会で企画している。講師は部会長の兼田さんをお願いしている。障害者のコミュニケーション、恋愛や結婚を考えるというテーマ。私の思いだが障害者の中には人とのコミュニケーションに難しさがある人が多い。社会で誤解を生じがち。異性との付き合いの距離観については特に難しい問題だが、家族として社会の理解をもらい、信頼できる人と出会い自分の家族を持ってほしいという夢をみている。こういうことについて社会の理解を求め、適切な支援方法を講師と共に考えていきたいと思いますというところが講演の趣旨として考えている。短い時間だが、今チラシを作成中。150人くらいは入れる。最近、私の事業所にも電話があり、精神障害者でも結婚のチャンスは無いか、合コンとか企画があれば参加したいですというものだった。

(3) 障害者差別解消法について

事務局 障害者計画策定に係るアンケート調査の内容について説明する。

委員 A アンケートで、障害のある人についての市民の理解について聞いている部分について、学校での障害に関する教育や情報提供と書いてあるが、高校では3障害について説明がされているが、今年から精神障害者の説明が入ったということを知っている。それ以前の学校では情報提供を受けていないことになる。年齢で違うことになる。

部会長 18歳以上にしか送付していないのではないかと。中学生は対象じゃない。

事務局 障害者本人は18歳未満の方にも送付している。一般の方は18歳以上になる。

委員 A その辺の説明があると正しい回答が得られたのではないかと。今後参考にしてほしい。

部会長 分析するときには理解していれば正しく分析できる。設問作成も難しい。

2 その他

その他 成年後見センター職員から、センターの概要について説明してもらおう。

委員 B 具体的に言うと依存症の方で、ネットゲームで月に10万使ってしまう。親が何と

かしてくれという。成年後見や日常生活自立支援事業を利用したらどうかという話をしているが、依存症が治るような支援をしてもらえるのか。どこまでの支援なのか。金銭管理と書いてあるので相談を受けて簡単に両方使えるのではと思うが限界もあると思う。

その他 とても難しい話だと思う。成年後見も日常生活自立支援事業もそれを利用すればすべての問題が解決するというものではない。いろんな見守りや支援を組み合わせやらないといけない。チーム支援と言われているが、ネットで買い物をしてしまうとか、ゲームの課金は、通帳を社協や後見人が管理したりしても、使えてしまう。難しいが、効果があるかどうかという点で依存が治るものではない。トライ&エラーという点で、失敗しながら、また相談してということ、窓口として支援につなげていけるように考えている。

委員 B 遺言は無くなった後のこと。これは生きていて体調がわるくなり金銭感覚がなくなった時に、自分で相談できるときもあるが相談できない人もいる。そういうときに、裁判所がからんでくるということか。

その他 任意後見制度の場合、元気なうちに、自分が認知症などになった時に、お金の管理や入院手続きとか契約することを助けてという事をあらかじめ公証役場に登録しておく。判断能力が落ちた時に、登録してある人が裁判所に対して「この方が元気だったが判断力が不確かになったので金銭管理を本人に代わり始めます」という事を申し立てる。登録しておいて判断力が落ちるまでは何もなくていいが、落ちたときにその裁判所に申し立てをして支援が始まる流れになっている。

委員 B 病気があり結婚していない人で自分の相続人もいない。弁護士が後見人になっている。台風で物が壊れたりした。そういう場合には弁護士さんに後見人だから話をしなくてはダメなのか。

その他 後見人が片付けるのではないが、後見人が業者を探して契約して片づけを依頼する。後見人は自分が片付けや草取り、料理や買い物などをすることはない。金銭管理や契約の手伝い。福祉サービスは別で、利用するための契約を後見人がするという事。

委員 B 相談員をしているのでそういう質問や悩みを言う人もいる。良い資料としてお話できると思う。

その他 無料相談会を4月から実施していて毎月2組の相談を受けているが、これまで全部、任意後見の相談。独身男性の方や身寄りがいても頼れないという方が元気なうちに準備していこうという相談だった。